

第1章

学校教育における多様な教育課題に 対応するための基本的な考え方

1 社会的な要請による多様な教育課題への対応

(1) 学校教育における現状と課題

学校教育には、時代の進展に伴い、多様な教育課題への対応が求められてきました。

例えば、高度経済成長により大気汚染や水質汚濁などの公害問題が生じて環境が悪化すると環境教育の指導が求められ、昭和43年告示の小学校学習指導要領社会において、「産業による公害」といった内容が位置付けられました。同様に、昭和44年告示の中学校学習指導要領社会においては、「公害の防除」といった内容が位置付けられました。

また、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化するようになると、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食材の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全等、様々な問題が顕在化しました。そのため、平成17年に食育基本法が制定され、その基本的施策に学校における食育の推進が位置付けられ、学校の教育活動全体を通じて食育の指導が求められるようになりました。さらに近年、情報化社会の進展に伴い、情報手段を適切に活用する能力や態度、判断力の育成が求められ、平成20年告示の小学校及び中学校学習指導要領総則において、「情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実すること」といった内容が位置付けられました。

こうしたことは、環境教育、食育、情報モラル教育に限ったことではありません。キャリア教育、法教育、消費者教育等においても同様で、時代の進展に伴う教育課題として社会的な要請が生まれ、学習指導要領に関連する内容が位置付けられたり、既に学習指導要領に位置付けられている内容に関連させたりして実践することが求められてきました。

では、学校は、こうした多様な教育課題にどのように対応しているのでしょうか。各学校では、教育課程の編成の際に、「学校教育目標を達成するための基本方針」や「指導の重点」などに多様な教育課題への対応を位置付け、各教科等の指導の中で実践しています。しかしながら、教育課題が増大するあまり、一つ一つの教育課題を十分に取り扱うことが難しくなっている状況もあると指摘されています。

このようなことから、今、学校教育に求められているのは、多様な教育課題への対応についての基本的な考え方を整理して効果的・効率的な教育課程を適切に編成し、児童・生徒に「育てたい資質・能力」をいかに身に付けさせることができるかということです。

(2) 学校教育に求められる多様な教育課題

社会的な要請により、例えば、次のような多様な教育課題が、教育行政をはじめとする多くの行政分野、産業界、関係組織・団体により提唱され、学校教育に対応が求められてきました。

【教育課題の例】

キャリア教育 シティズンシップ教育 主権者教育 消費者教育 国際教育 食育
金融教育（金銭教育） 租税教育 住教育 法教育 福祉教育 いじめ防止教育
日本の伝統・文化理解教育 環境教育 森林環境教育 安全教育 防災教育
再生可能エネルギー教育 持続可能な開発のための教育（E S D） 薬物乱用防止教育
放射線に関する教育 健康教育 性教育 海洋教育 情報モラル教育
I C T教育 メディアリテラシー教育 情操教育 等

そして、このような多様な教育課題に対応するために、国や東京都、関係組織・団体から、例えば、次のような指導資料等が学校に配布されています。

教育課題	指導資料等
キャリア教育	「小学校（中学校）キャリア教育の手引き」文部科学省
消費者教育	「契約ってなんだろう？」東京都消費生活総合センターホームページ
食育	「食に関する指導資料集」東京都教育委員会
金融教育（金銭教育）	「金融教育プログラムー社会の中で生きる力を育む授業とはー」 金融広報中央委員会
租税教育	「わたしたちの暮らしと税」国税庁ホームページ
法教育	「法」に関する教育カリキュラム」東京都教育委員会
福祉教育	「学校における福祉教育ハンドブック」全国社会福祉協議会
いじめ防止教育	「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」 東京都教育委員会
日本の伝統・文化理解教育	「日本の伝統・文化理解教育指導資料」東京都教育委員会
環境教育	「環境教育カリキュラム」東京都教育委員会
森林環境教育	「森林環境教育手引書（小学校編）」近畿中国森林管理局
安全教育	「安全教育プログラム」東京都教育委員会
防災教育	「安全教育プログラム」「3.11を忘れない」東京都教育委員会
再生可能エネルギー教育	「エネルギー環境教育ガイドライン」新・エネルギー環境教育情報センター
持続可能な開発の ための教育（E S D）	「学校における持続可能な開発のための教育に関する研究」 国立教育政策研究所
放射線に関する教育	「小学生（中学生・高校生）のための放射線副読本」文部科学省
性教育	「性教育の手引」東京都教育委員会
情報モラル教育	「情報モラル教育実践ガイダンス」国立教育政策研究所
I C T教育	「教育の情報化に関する手引」文部科学省

2 多様な教育課題への対応の基本的な考え方

(1) 多様な教育課題と学習指導要領に示されている各教科等の内容との関連

学校教育において、多様な教育課題の指導は、学習指導要領に示されている各教科等の内容と関連させながら、横断的・総合的に取り組んでいます。

例えば、多様な教育課題の指導に関する内容が、学習指導要領に示されている各教科等のどの内容と関連しているのかについて示すと次のようになります。

【例1】シティズンシップ教育……社会において自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現に向けて、個人としての権利と義務を行使し、様々な関係者と積極的に関わるために必要な資質や能力を養う。

校種	学年	教科等	指導項目・単元名 (抜く時数の例/標準授業時数)	シティズンシップ教育に関する学習指導要領に示されている内容 (抜く時数の例)
小学校	1年	道徳	規則の尊重・公德心 (1/34) 公正・公平・社会正義 (1/34)	規則の尊重 (1) 公正・公平・社会正義 (1)
	2年	道徳	規則の尊重・公德心 (1/35) 公正・公平・社会正義 (1/35)	規則の尊重 (1) 公正・公平・社会正義 (1)
	3年	道徳	規則の尊重・公德心 (1/35) 公正・公平・社会正義 (1/35)	規則の尊重 (1) 公正・公平・社会正義 (1)
	4年	道徳	規則の尊重・公德心 (1/35) 公正・公平・社会正義 (1/35)	規則の尊重 (1) 公正・公平・社会正義 (1)
	5年	道徳	規則の尊重 (1/35) 公正・公平・社会正義 (1/35)	規則の尊重 (1) 公正・公平・社会正義 (1)
		家庭	身近な消費生活と環境 (10/60)	物や金銭の使い方と買い物 (7)
	6年	道徳	規則の尊重 (1/35) 公正・公平・社会正義 (1/35)	規則の尊重 (1) 公正・公平・社会正義 (1)
		社会	我が国の政治の働き (16/105)	市の政治 (3) 税金の働き (1) 国会・内閣・裁判所の働き (3) 市の政治と日本国憲法 (5)
中学校	1年	道徳	遵法精神・公德心 (1/35) 社会参画・公共の精神 (1/35)	遵法精神・公德心 (1) 社会参画・公共の精神 (1)
	2年	技術・家庭	身近な家庭生活と消費 (6/70)	消費者の基本的な権利と責任 (2)
		道徳	遵法精神・公德心 (1/35) 社会参画・公共の精神 (1/35)	遵法精神・公德心 (1) 社会参画・公共の精神 (1)
	3年	社会	現代社会をとらえる見方や考え方 (6/140)	合意形成 きまりの意義 (3)
道徳		遵法精神・公德心 (1/35) 社会参画・公共の精神 (1/35)	遵法精神・公德心 (1) 社会参画・公共の精神 (1)	

【例2】環境教育……人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成する。

校種	学年	教科等	指導項目・単元名 (扱う時数の例/標準授業時数)	環境教育に関する学習指導要領に示されている内容 (扱う時数の例)	
小学校	1年	生活	身近な自然の観察 (14/102)	四季の変化 (14)	
			身近な自然の利用 (19/102)	遊びに使う物の工夫 (6)	
			動物の飼育及び植物の栽培 (13/102)	植物の栽培 (7) 動物の飼育 (6)	
		道徳		自然愛護 (1/34)	自然愛護 (1)
	2年	生活	身近な自然の観察 (3/105)	四季の変化 (3)	
			身近な自然の利用 (6/105)	遊びに使う物の工夫 (6)	
			動物の飼育及び植物の栽培 (18/105)	植物の栽培 (9) 動物の飼育 (9)	
		道徳		自然愛護 (1/35)	自然愛護 (1)
	3年	理科	生命・地球 身近な自然の観察 (10/90)	周辺的环境とのかかわり (4)	
			生命・地球 昆虫と植物 (23/90)	成長の過程や体のづくり (23)	
		道徳		自然愛護 (1/35)	自然愛護 (1)
	4年	社会	飲料水の確保 (12/90)	水源林の役割 (2) 川の環境を守る活動 (2)	
廃棄物の処理 (14/90)			ごみ処理やリサイクル (8) ごみを減らす取組 (2)		
道徳				自然愛護 (1/35)	自然愛護 (1)
5年	社会	我が国の国土の自然などの様子 (34/100)	森林の役割 (5) 環境を守る活動 (4)		
	家庭	身近な消費生活と環境 環境に配慮した生活の工夫 (8/60)	身近な環境とのかかわり (1)		
	道徳		自然愛護 (1/35)	自然愛護 (1)	
6年	理科	生物と環境 (14/105)	生き物の暮らしと環境 (6) 人の暮らしと環境 (8)		
	家庭	身近な消費生活と環境 環境に配慮した生活の工夫 (14/55)	身近な環境とのかかわり (2)		
	道徳		自然愛護 (1/35)	自然愛護 (1)	
中学校	1年	社会	世界の様々な地域 世界の諸地域 (26/105)	環境保全に対する意識や政策 (1)	
		道徳		自然愛護 (1/35)	自然愛護 (1)
	2年	技術・家庭	日本の様々な地域 日本の諸地域 (34/105)	地域における環境保全の取組 (2)	
			生物育成に関する技術 生物の育成環境と育成技術 (4/70)	生物育成に関する技術の適切な評価と活用 (2)	
			身近な消費生活と環境 家庭生活と環境 (3/70)	環境に配慮した消費生活の工夫 (3)	
		道徳		自然愛護 (1/35)	自然愛護 (1)
	3年	社会	私たちと国際社会の諸課題 (14/140)	地球環境の課題の解決のための経済的、技術的協力 (1)	
		理科	科学技術と人間 (14/140)	エネルギー資源 (3)	
			自然と人間 (20/140)	自然環境の調査と環境保全 (5) 自然環境の保全と科学技術の利用 (3)	
	道徳		自然愛護 (1/35)	自然愛護 (1)	

【例3】食育……食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を図る。

校種	学年	教科等 指導項目・単元名 (扱う時数の例/標準授業時数)	食育に関する学習指導要領に示されている内容 (扱う時数の例)
小学校	1年	特別活動(34)	望ましい食習慣の形成(2)
	2年	特別活動(35)	望ましい食習慣の形成(2)
	3年	体育[保健] 健康によい生活(4/105)	食事と健康(1)
		特別活動(35)	望ましい食習慣の形成(1)
	4年	体育[保健] 体の発育・発達(4/105)	調和のとれた食事(1)
		特別活動(35)	望ましい食習慣の形成(1)
	5年	家庭 日常の食事と調理の基礎 栄養を考えた食事(10/60)	栄養素の働き(2)
		特別活動(35)	望ましい食習慣の形成(1)
	6年	体育[保健] 病気の予防(8/90)	栄養の偏りのない食事(2)
		家庭 日常の食事と調理の基礎 食事の役割、栄養を考えた食事(20/55)	食事の役割(2) 栄養のバランス(2) 献立を考える(3) 楽しく食事をするためのマナー(3)
特別活動(35)		望ましい食習慣の形成(1)	
中学校	1年	技術・家庭 食生活と自立(29/70)	中学生の食生活と栄養(5) 日常食の献立と食品の選び方(9) 日常食の調理と地域の食文化(15)
		特別活動(35)	望ましい食習慣の形成(1)
	2年	特別活動(35)	望ましい食習慣の形成(1)
	3年	保健体育 健康的な生活と疾病の予防 健康の保持増進(5/105)	年齢、生活環境等に応じた食事(1) 食事の量や質と生活習慣病との関連(1)
		特別活動(35)	望ましい食習慣の形成(1)

【例4】日本の伝統・文化理解教育……国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに
多様な文化を尊重できる態度や資質を育む。

校種	学年	教科等	指導項目・単元名 (扱う時数の例/標準授業時数)	日本の伝統・文化理解教育に関する学習指導要領に示されている内容 (扱う時数の例)
小学校	1年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(46/306)	昔話(3)
		音楽	鑑賞 我が国のわらべ歌(8/68)	我が国のわらべ歌(8)
	2年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(39/315)	神話・伝承(2)
		音楽	鑑賞 我が国のわらべ歌(7/70)	我が国のわらべ歌(7)
	3年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(26/245)	文語調の短歌や俳句(1)
		音楽	鑑賞 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽(5/60)	和楽器の音楽を含めた我が国の音楽(5)
		社会	地域の人々の生活(19/70)	古い道具と昔の暮らし(9) 文化財・年中行事(8)
	4年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(26/245)	短歌(2)
		音楽	鑑賞 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽(7/60)	和楽器の音楽を含めた我が国の音楽(7)
		社会	地域の人々の生活(13/90)	地域の発展に尽くした先人の具体的事例(10)
	5年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(13/175)	古文(3)
		音楽	鑑賞 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽(6/50)	和楽器の音楽を含めた我が国の音楽(6)
図画工作		鑑賞 我が国の親しみのある美術作品(1/50)	我が国の美術作品(1)	
6年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(14/175)	漢文(1)	
	社会	我が国の歴史(72/105)	我が国の歴史(先人の業績・文化遺産)(72)	
	音楽	鑑賞 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽(6/50)	和楽器の音楽を含めた我が国の音楽(6)	
	図画工作	鑑賞 我が国の親しみのある美術作品(1/50)	我が国の美術作品(1)	
中学校	1年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(30/140)	様々な種類の古典作品(10)
		音楽	表現 我が国の伝統的な歌唱(3/45) 鑑賞 我が国や郷土の伝統音楽(3/45)	我が国の伝統的な歌唱(3) 我が国や郷土の伝統音楽(3)
		美術	鑑賞 日本の文化遺産(4/45)	日本の文化遺産の鑑賞(4)
	2年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(30/140)	古典を読む(17)
		音楽	表現 我が国の伝統的な歌唱(3/45) 鑑賞 我が国や郷土の伝統音楽(3/45)	我が国の伝統的な歌唱(2) 我が国や郷土の伝統音楽(3)
		美術	鑑賞 日本の美術や伝統と文化(2/35)	日本の伝統的な美術(2)
	3年	国語	伝統的な言語文化に関する事項(22/140)	古典を読む(9)
		音楽	表現 我が国の伝統的な歌唱(2/35) 鑑賞 我が国や郷土の伝統音楽(3/45)	我が国の伝統的な歌唱(2) 我が国や郷土の伝統音楽(3)
		美術	鑑賞 日本の美術や伝統と文化(6/35)	日本の伝統的な美術(6)

(2) 多様な教育課題の教育課程上の位置付けの考え方

(1) で述べたように、シティズンシップ教育、食育、環境教育、日本の伝統・文化理解教育等といった多様な教育課題の指導は、学習指導要領に示されている各教科等の内容と関連させて実施することが前提となります。

そのため、多様な教育課題の指導で扱う内容の教育課程上の位置付けについて、【学校必修】と【学校選択】の考え方を示しました。

- 【学校必修】…全ての学校で各教科等の指導において学習する内容
- 【学校選択】…学校の教育活動の特色化を図るための取組に位置付け、【学校必修】で扱う内容を広げたり深めたりして学習する内容

例えば、法教育の趣旨やねらいである、ルールの基本的な考え方や、司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶことについては、小学校学習指導要領社会において、第3・4学年で「社会生活を営む上で大切な法やきまり」、第6学年で「国民の司法参加」といった内容を扱うことになっています。

また、中学校学習指導要領社会においては、公民的分野で「きまりの意義」や「法の意義、法に基づく政治の大切さの理解」、「法に基づく公正な裁判の保障の理解」といった内容を扱うことになっています。

このように、法教育に関する指導は、全ての小学校、中学校において、社会科の通常の授業の中で、【学校必修】として実施しています。

さらに、学校によっては、例えば、社会科において、学習指導要領に示されている内容を発展的に扱って模擬裁判の授業を計画し、弁護士を招へいするといった学習を実施したり、総合的な学習の時間において、「法」について考えを深めるテーマ学習を実施したりしています。これらの法教育に関する指導は、学校の教育活動の特色化を図るための取組として位置付け、【学校選択】として扱うことになります。

こうしたことから、多様な教育課題の指導に関する【学校必修】と【学校選択】の扱いについての教育課程上の位置付けについては、次のように整理することができます。

- 【学校必修】として位置付ける内容の扱い
 - ・学習指導要領に示されている各教科等の内容のため、“標準授業時数内”の扱いとして位置付ける。
- 【学校選択】として位置付ける内容の扱い
 - ・総合的な学習の時間において、多様な教育課題について特定のテーマを設定して、より広く深く学習する内容のため、“標準授業時数内”の扱いとして位置付ける。
 - ・学習指導要領に示されている各教科等の内容における特定の項目について発展的に指導する内容のため、いわゆる標準授業時数に上乗せした授業時数を用いて実施することから、“標準授業時数外”の扱いとして位置付ける。

【多様な教育課題の教育課程上の位置付けの考え方】

※学校における「多様な教育課題」の扱いは、学習指導要領に示されている各教科等の内容と関連させて実施するため、全ての学校で実施している。

【学校必修】 全ての学校で、各教科等の指導において学習する内容

【学校選択】

学校の教育活動の特色化を図るための取組として、【学校必修】で扱う内容を広げたり深めたりして学習する内容

(例) 「法教育」

【学校必修】 「社会科」の授業で、「法教育」に関する学習内容

【学校選択】

「法」について考えを深めるテーマ学習
模擬裁判の授業で弁護士を招へいして行う学習

【教育課程上の位置付け】

標準授業時数内

【学校必修】 「法教育」の趣旨やねらいを踏まえて、「社会科」で指導

【学校選択】

「総合的な学習の時間」に、特定のテーマを設定して広く深く学ばせるなど計画的な指導を実施

【学校選択】

標準授業時数外

「標準授業時数に上乗せした授業時数」を用いて、特定の項目についての発展的な指導を実施

